

## 郡山市ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による被害から保護するため、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を実施しようとする所有者等に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条に規定する道路その他一般の通行の用に供するものをいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀（門柱、基礎部及び擁壁部を除く。）をいう。
- (3) 撤去 ブロック塀等の全部又は一部を取り壊すことをいう。
- (4) 安全対策事業 ブロック塀等を撤去することにより、道に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の高さを1メートル未満にすることをいう。
- (5) 見付面積 ブロック塀等の高さとその延長を乗じて得た面積をいう。

(補助の対象となるブロック塀等)

第3条 補助金の交付対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する道に面し、倒壊のおそれがあるものであること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第61条若しくは第62条の8の規定に適合するもの、又は法における新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）の際に現存し、若しくは工事中であったもの。
- (3) 面する道からの高さが1メートルを超えるものであること。
- (4) 面する道との境界からの距離がブロック塀等の高さから1メートルを減じた距離以内にあるものであること。
- (5) 国、地方公共団体その他の公的な機関（以下「公的機関」という。）が所有するものではないものであること。
- (6) ブロック塀等が所在する敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。
- (7) ブロック塀等が道路改良その他の公共事業の補償対象又は除却対象として決定しているものではないものであること。
- (8) この要綱に基づく補助金のほかに、公的機関から補助金等が交付されていないものであること。
- (9) ブロック塀等の一部を残置する場合、残置される部分は倒壊のおそれがないものとする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）が行う補助対象ブロック塀等を撤去する安全対策事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は支店等を置く建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により許可を受けた工事施工業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定により登録を受けた解体工事業業者により施工される事業であること。
- (2) 法第42条第2項の規定により指定した道路に面し、当該道路部分に設置されたものである場合は、撤去後当該道路部分に新たな塀等を設けないものであること。

（補助対象者）

第5条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア ブロック塀等の所有者

イ アの2親等以内の親族で、アの同意を得た者

ウ ブロック塀等が設置されている敷地又はその敷地内の建築物の管理をアから委任された者で、アの同意を得た者

- (2) 市税等（市民税（個人県民税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

- (3) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2項に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下この条において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業において補助対象ブロック塀等の撤去のための経費、撤去により生じた廃棄物の運搬及び処分のための経費、撤去部と残置部の取合いの補修のための経費とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の額とブロック塀等撤去部分の見付面積1平方メートルあたり10,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1以内の額とし、100,000円を限度として予算の範囲内において交付する。この場合において、ブロック塀等撤去部分の見付面積に1平方メートル未満の端数が生じているときは、小数点第2位以下を切り捨てる。

- 3 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てる。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する申請をする前に、事前相談書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図（案内図）

(2) ブロック塀等の現況写真

- 2 市長は、前項に規定する事前相談書の提出があった場合は、その内容を精査の上、申請者へ事前相談結果通知書（第2号様式）を通知する。

（交付の申請）

第8条 申請者は、前条の事前相談が完了した後、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等実施計画書は郡山市ブロック塀等安全対策事

業実施計画書（第3号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第4号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 補助対象ブロック塀等の着手前写真
- (3) 付近見取図（案内図）
- (4) 施工図（撤去するブロック塀等の見付面積がわかるもの）
- (5) 補助対象ブロック塀等の所有者が確認できる書類（公的機関が発行する書類においては、申請時点において1年以内に発行されたものに限る。）
- (6) 市税等納付状況照会同意書（第5号様式）
- (7) 第5条第1号イに該当する場合は、2親等以内の親族であることを証する書類及び所有者の同意書
- (8) 第5条第1号ウに該当する場合は、ブロック塀等が設置されている敷地又はその敷地内の建築物の管理をアより委任された者であることを証する書類及び所有者の同意書
- (9) その他事前相談において特に必要とされたもの  
（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、撤去範囲以外のものに関する変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（交付の条件）

第10条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日までに補助対象事業を完了すること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第6号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事施工写真
- (2) 領収書の写し

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。